

小規模高等学校の特色化・魅力化について

令和6年3月

全国都道府県教育長協議会第1部会

目 次

1	令和5年度研究の概要	2
	(1) 研究課題	
	(2) 調査研究の趣旨	
	(3) 調査概要	
	(4) 研究担当	
2	調査結果概要	
	(1) 小規模高等学校における教職員配置数と 教育課程の実施状況	4
	(2) 学校間連携の検討・実施状況と必要経費、効果	8
	(3) コーディネーター配置状況と業務内容・効果	13
	(4) 通学困難な生徒への支援制度と支援状況	24
	(5) その他小規模高等学校の取組	30
3	調査のまとめ	
	(1) 小規模高等学校における教職員配置数と 教育課程の実施状況	38
	(2) 学校間連携の検討・実施状況と必要経費、効果	39
	(3) コーディネーター配置状況と業務内容・効果	40
	(4) 通学困難な生徒への支援制度と支援状況	44
	(5) その他小規模高等学校の取組（効果的な事例）	45
4	調査票	46
5	令和5年度全国都道府県教育長協議会第1部会構成員名簿	54

1 令和5年度研究の概要

(1) 研究課題

小規模高等学校の特色化・魅力化について

(2) 調査研究の趣旨

少子化の影響により多くの地域で高等学校の統廃合が進み、全国の公立高等学校（全日制、定時制、併設）の合計数は平成24年度から令和4年度までの11年間で199校減少し3,489校となっている。その結果、公立高等学校の立地が0ないし1となっている市区町村は、令和4年度には全体の約3分の2にのぼっている。本調査では、公立高等学校全日制のうち3学年合計で9学級以下の学校を「小規模高等学校」と定義する。この定義のもとで小規模高等学校は、平成24年度から令和4年度までの11年間で60校増加し704校になっており、全公立高等学校の約2割を超え、全国的に増加している。

このような状況は、特に中山間地域や離島等に立地する高等学校で顕著であるが、小規模高等学校においては教育資源に限りがあり、進路希望に応じた科目開設や習熟度別指導の実施など生徒の多様なニーズの全てに対応した指導体制を単独で確保することが困難となっている。また、生徒間の人間関係が固定化され、多様な考え方に触れる機会が少ないことから、生徒一人当たりの関係人数を増やすことが求められている。

これらに対応する方策として中央教育審議会は令和3年1月に「学校間連携の見直しや遠隔授業の推進を図り、複数の学校による連携・協力体制を整備」することなどを示しており、各地方公共団体においては、国の事業を活用するなどしてこれらの体制構築に向けて取り組んでいるところであるが、これらの取組を実施してもなお、教員数の不足や費用負担により課題解決が困難であったり、燃料費高騰などによる公共交通機関の運行削減により、生徒の通学手段の確保が困難に

なるなど新たな課題が生じたりしている。

近年、高等学校は地方創生の核としての役割も期待されており、少子化が加速する地域においては、学校の存続が地域の存続に関わる重要な課題ともなり得る。少子化の進行は想定を上回るペースで進んでおり、厚生労働省の速報値によると令和4年の出生数は80万人を下回り、過去最少を更新した。この数は現在の中学3年生が生まれた平成19年の出生数約109万人と比較すると、約30万人の減少であり、今後小規模高等学校は更に増えることが想定される。

そこで、第1部会では、令和5年度の研究課題を「小規模高等学校の特色化・魅力化」とし、各都道府県の現状や取組事例の把握、課題の分析を行う。具体的には、小規模高等学校における教職員配置数と教育課程の実施状況、学校間連携の検討・実施状況と必要経費・効果、遠隔授業の検討・実施状況と必要経費・効果、コーディネーター配置状況と業務内容・効果、通学困難な生徒への支援制度と支援状況、市区町村との連携・協働の実施状況と支援経費等について調査研究を行うことで、今後の施策・事業の検討や国への提案・要望に資することを目的とする。

(3) 調査概要

ア 調査対象 47都道府県教育委員会（回収率100%）

イ 調査期間 令和5年8月1日から8月31日まで

ウ 調査基準日 令和5年8月1日

エ 調査票 別紙のとおり

オ 調査内容

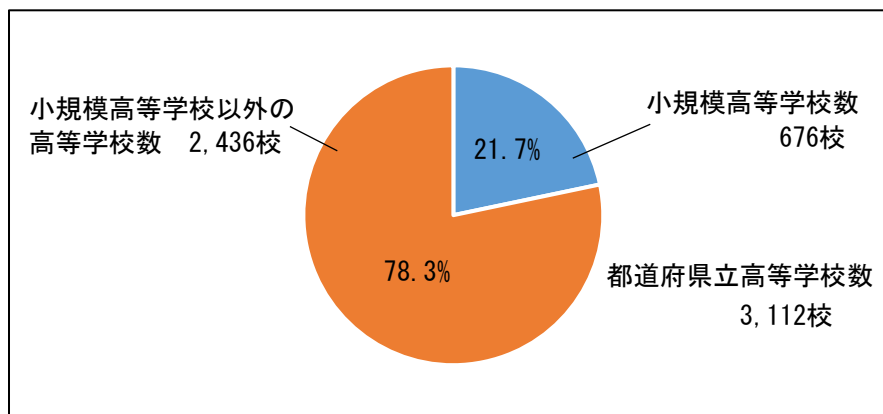
- ・小規模高等学校における教職員配置数と教育課程の実施状況
- ・学校間連携の検討・実施状況と必要経費、効果
- ・コーディネーター配置状況と業務内容・効果
- ・通学困難な生徒への支援制度と支援状況
- ・その他小規模高等学校の取組

(4) 研究担当

鹿児島県、岡山県

2 調査結果概要

〔図表 1〕 基本情報 小規模高等学校の割合

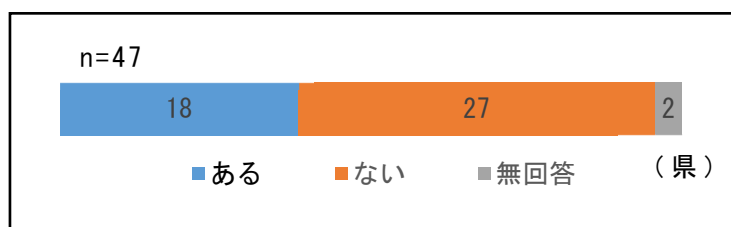


本調査では都道府県立高等学校全日制のうち、3学年合計で9学級以下の学校を小規模高等学校と定義しており、都道府県立高等学校全日制3,112校のうち、21.7%にあたる676校が該当した。小規模高等学校の割合が高い都道府県は、鹿児島県、北海道、長崎県などであり、割合が低い都道府県は、大阪府、福岡県、東京都などである。神奈川県、福井県については該当する学校がない。この2県については無回答として表している。

(1) 小規模高等学校における教職員配置数と教育課程の実施状況

ア 教職員配置上の配慮事項について

〔図表 1-1〕 教職員配置上の配慮事項の有無



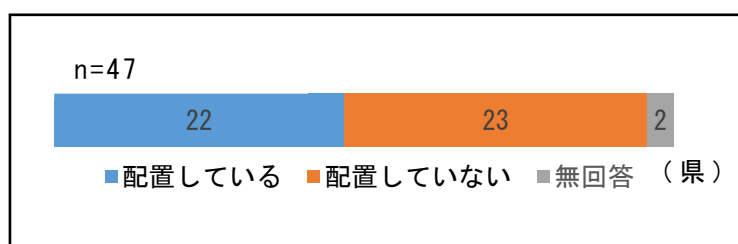
約40%の県に教職員配置上の配慮事項がある。

- ・ 国の標準法に基づく教職員配置を基本としつつ、学校の特色、現状等を勘案し配置している。
- ・ 生徒の収容定員 201 名未満の小規模校であっても、教頭を配置している。
- ・ 非常勤を再任用短時間に置き換える等、標準法定数を上回る配置となるよう配慮している。
- ・ 各学校の特色や個別の事情に配慮し、国の研修等定数も活用しながら教職員を配置している。
- ・ 小規模校・連携型中高一貫教育校など国の加配定数措置を活用し措置している。
- ・ 特別な事情のうち小規模校保障として、事務職員 1 名を追加で配置するよう県の配当基準で定めている。また、小規模高等学校のうち、在籍生徒の実情に応じて教諭を追加で配置できるよう県の配当基準を設けている。

(配慮事項の具体例 (抜粋))

イ 独自の加配教職員の配置状況

〔図表 1 - 2〕独自の加配教職員の配置状況



約半数の県が実情に応じ、独自に加配教職員を配置している。

(独自加配教職員配置の具体例 (抜粋))

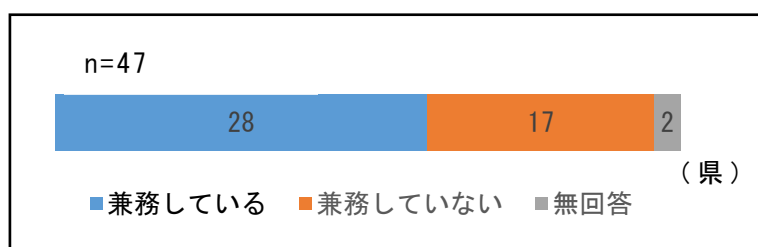
- ・ 県立学校の再編振興の取組として、小規模校へ、教職員配置の維持及び習熟度別授業等による学力向上対策等で 13 名を県単

独事業として配置している。

- ・ 事務職員：県単独加配 10人（10校：2人配置＋1人）、用務員：県単独加配 5人（5校：1人配置＋1人）。
- ・ 小規模校10校に対し、県単独による臨時講師の加配9人。
- ・ 研修等定数（通級3人、生徒支援5人）、県単独の加配（魅力化2人、特別支援教育2人、舎監5人）。
- ・ 県単独定数として、主幹教諭10名、地歴、芸術教員7名を配置。
- ・ 標準法で養護教諭及び事務職員が算定されない8校に養護教諭及び事務職員を各1名加配している。
- ・ 学校図書館事務職員を、各校に1名ずつ配置している。

ウ 教職員の複数校の兼務について

〔図表1-3〕教職員の複数校の兼務の状況



約60%の県で、授業時間数の少ない科目や免許保有者が少ない教科等において、兼務している例が見られる。（例：芸術科、家庭科、情報科、地理歴史科、理科等）

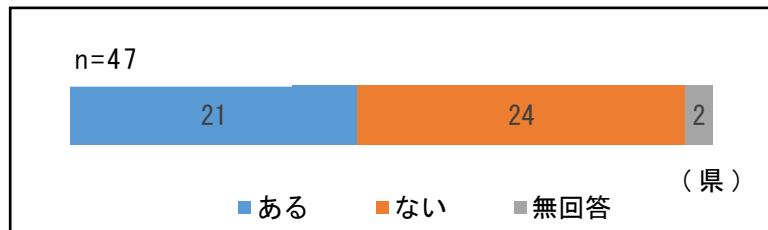
（兼務の状況の具体例（抜粋））

- ・ 定数上、小規模高等学校に配置されない教科について、他校との兼務により対応している場合がある。
- ・ 家庭、情報、芸術など必修で授業時数の少ない教科・科目については、状況に応じて近隣の学校間での兼務を行っている。

- ・ 中山間地域の学校において、芸術、理科、地理歴史等の教科で兼務を行っている。
- ・ 近隣校の大規模校及び中規模校の教員に兼務発令を行っている。また、文部科学省の事業を活用し離島の小規模校において兼務発令を行い、遠隔授業を実施している。
- ・ 本務校で週10時間授業を担当し、コアハイスクール事業における遠隔授業によって、兼務校で週2時間授業を担当している。

エ 40人未満の学級編制について

〔図表1-4〕40人未満の学級編制としている学校の有無



約45%の県に40人未満の学級編制としている学校があり、1学級当たりの人数は30～35人が多く見られる。

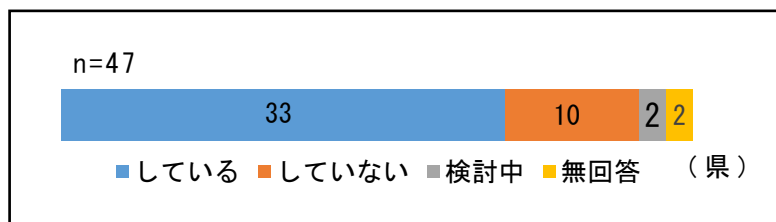
(40人未満の学級編制の具体例(抜粋))

- ・ 2学級規模の高等学校については、2学級となった学年から、地区内の中学校卒業生数や学校配置の状況等を踏まえながら、基本的に1学級35人の学級編制の弾力化を実施している。
- ・ 1学年2学級校の5校において、特例的に32人の学級編制としている。
- ・ 1学年定員110人、3学級(1学級あたり33～34人)。
- ・ 専門学科等において、学級編制を30人等に設定。
- ・ 小規模高等学校に限らず、学校の実情に応じて40人未満の学級編制としている。
- ・ 中高一貫教育校において、学級編制を30人としている。

(2) 学校間連携の検討・実施状況と必要経費、効果

ア 学校間連携について

〔図表 2 - 1〕小規模高等学校が含まれる学校間連携の実施状況



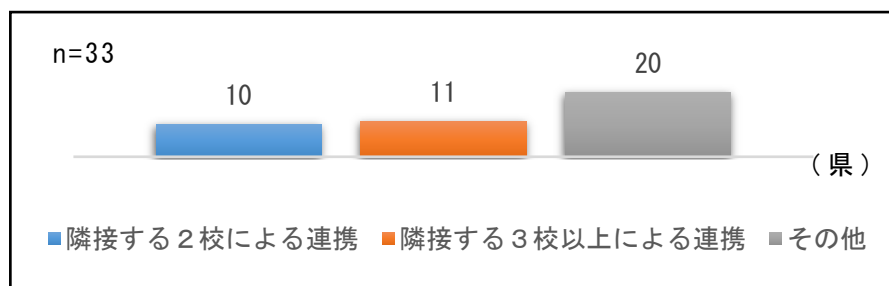
約 70% の県において、小規模高等学校が含まれる学校間連携を実施している。

(学校間連携を行っていない理由 (抜粋))

- ・ 学校間では実施しているところもあるが、県教委としては実施していない。
- ・ 小規模校については、コミュニティ・スクールとして学校運営協議会を設置するなど、各学校が地域との連携・協働により特色化・魅力化を図っているため。
- ・ 各学校が必要に応じて個別に連携している。

イ 学校間連携の方法について

〔図表 2 - 2〕学校間連携の方法 (複数回答)

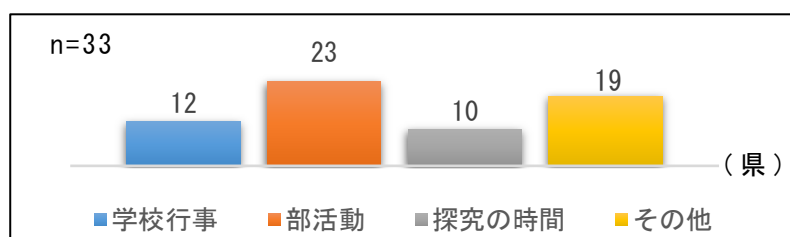


（その他の具体例（抜粋））

- ・ 重点校・拠点校を配置し、県全体の普通科等や職業教育を主とする専門学科における教育の質の確保・向上を図っている。
- ・ 地域の中核校と小規模校の2校ペアによる連携。（6ペア12校で実施）
- ・ 県で指定している「地域協働推進校」7校による連携。
- ・ 文部科学省「COREハイスクールネットワーク構想事業」の指定校同士間。
- ・ 本校と分校との連携、近隣中学校との連携。（連携型中高一貫教育）
- ・ 隣接していないが比較的近くに立地する2校による連携。
- ・ 隣接する3校に隣接しない1校を加え、4校で連携。
- ・ 同一市内に所在する県立高等学校3校におけるコンソーシアム設置。
- ・ 隣接していない小規模高等学校＋小規模高等学校以外。

ウ 学校間連携の内容について

〔図表2-3〕学校間連携の内容（複数回答）



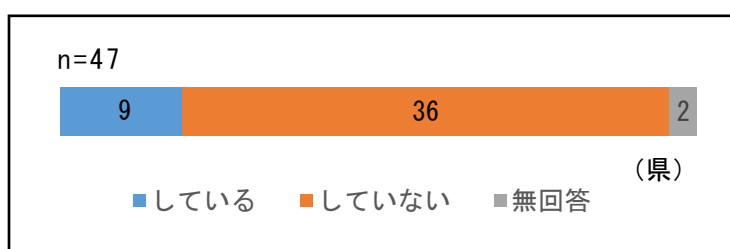
（その他の具体例（抜粋））

- ・ 資格取得支援、生徒会交流、ボランティア活動や職員研修、学校説明会等の合同実施など。
- ・ 各校の特色化・魅力化に係る取組の共有。
- ・ 生徒会交流や部活動の合同実施、教職員の研修など、必要な事項について連携、協力を図る（詳細は今後精査）。

- ・ 探究活動合同発表会。
- ・ コミュニティ・スクールに係るコンソーシアム設置による教育の質の向上及び地域の活性化促進。
- ・ 交流授業、生徒会交流、合同芸術鑑賞など。
- ・ 農業教育を行う高等学校と工業または商業教育を行う高等学校との連携による、6次産業化に対応した教育活動。

エ 全日制と定時制、全日制と通信制との間の学校間連携について

〔図表 2 - 4〕 全日制と全日制以外の課程との間の学校間連携状況



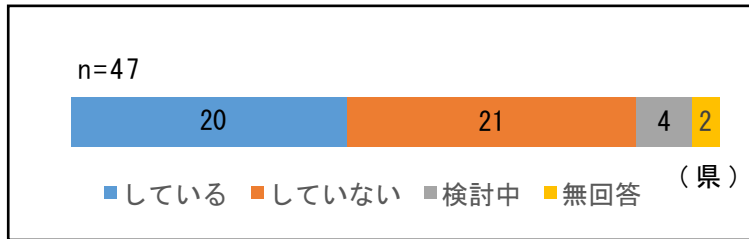
課程が異なる学校間連携を行っている県は、約 19%である。

(実施している理由 (抜粋))

- ・ 他校と連携した事業や交流等を通して、生徒の資質向上につなげるため。
- ・ 自校では開設していない科目受講のため。
- ・ 1年生で履修できなかった科目を、2年生になってから通信制との学校間連携を利用する履修としたため。
- ・ 生徒の多様な実態に対応し、選択学習の機会を拡大するため。
- ・ 生徒の多様性に応えるため。
- ・ 学校間配信方式の遠隔授業を実施。学校間の時間割調整が比較的容易であったため。

オ 正規の授業としての遠隔授業について

〔図表 2 - 5〕 正規の授業としての遠隔授業の実施状況



実施している県が約 43%、実施を検討している県が約 8.5%となっており、合わせると半数を超えている。

（取組の具体例（抜粋））※予定を含む

- ・ 県立総合教育センター内の配信拠点から小規模校 5 校に対して配信を行っている。
- ・ 令和 5 年度から、全日制高等学校から定時制 2 校及び通信制 1 校に情報の授業を配信している。
- ・ 本校分校間の単位認定を伴う遠隔授業を、令和 3 年度は 2 校、令和 4 年度からは 3 校で行っている。（理科、数学）
- ・ 遠隔教育システムを活用した遠隔授業による共通科目の履修等を行っており、「英語活用」「看護理数」「物理基礎」「ビジネス基礎」「福祉入門」に係る授業を単位認定している。その他、交流授業や特別活動など幅広い教育活動を実施している。
- ・ 令和 5 年度 6 月補正予算において、遠隔授業実施に向けた研究経費を計上。
- ・ 都市部の高等学校から中山間地域の高等学校へ遠隔授業を配信する取組を行っている。令和 3、4 年度は試行として実施し、令和 5 年度は遠隔授業による単位認定を目指して取り組んでいる。令和 5 年度の配信教科は、地理歴史、公民、数学、理科、芸術（書道）である。
- ・ 平成 27 年度から令和 2 年度まで、文部科学省から「多様な学習

を支援する高等学校の推進事業」の指定を受け、遠隔授業の調査研究を実施。令和3年度からは、県内唯一の定時制通信制独立校である高等学校から小規模高等学校に数学の授業を配信。

- ・ 令和6年度以降、県の教育センターから県内小規模校（配信校数は調整中）に、数学、理科（物理）、情報の授業を配信する予定。
- ・ 令和5年度は16校に対して学校のニーズに基づき、英語、数学、理科、情報の単位認定配信を行っている。

〈文部科学省「COREハイスクールネットワーク構想事業」に係る事例〉

- ・ 正規の授業として遠隔授業を実施している。指定事業終了後（R6～）の取組については、現在、検討中である。
- ・ 事業の指定校において、令和4年度は延べ8科目で通年配信を行い、単位を認定した。令和5年度は延べ16科目で通年配信を行い、単位認定を行う予定。
- ・ 総合教育センターから県内の6校に理科や情報等の授業を配信している。
- ・ 令和4年度から県内の4校をネットワークで結び、地歴・公民、情報の授業の相互配信を行っている。
- ・ 学校相互型として書道と数学の配信を行っている。
- ・ 遠隔会議システム（Microsoft Teams）を活用し、離島地区の小規模高等学校がネットワークを構築して、遠隔授業による地理歴史科の多様な科目の開講や、地域の企業・行政機関等と連携した探究活動を行う。小規模高等学校だからこそできる「つながる学び」を実現し、生徒の学びの選択肢を増やすとともに、主体性や協働性を育てる。
- ・ 令和4年度から県内4校＋県立教育センターでネットワークを構成し、数学、商業、英語、音楽、公民の授業を配受信している。

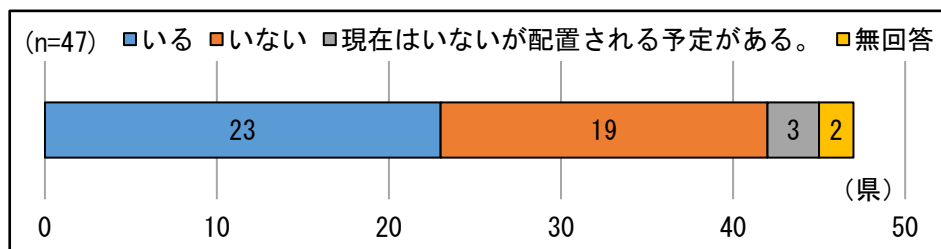
(3) コーディネーター配置状況と業務内容・効果

ア コーディネーターの配置の状況

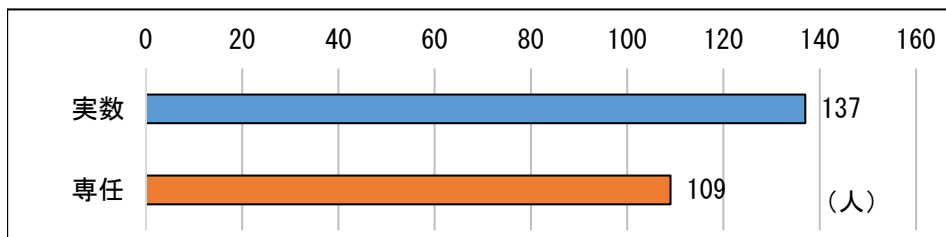
本調査では、都道府県立高等学校全日制のうち、3学年合計で9学級以下の学校を小規模高等学校と定義しており、その小規模高等学校において、学校における教育や教育環境をより魅力あるものとするため、学校内と学校外をつなぎ、効果的な学習活動を創出する役割を担うコーディネーターを配置している都道府県は〔図表3-1〕のとおり23県となっている。

配置されているコーディネーターの人数は〔図表3-2〕のとおり全部で137人であり、その内、専任で雇用されているコーディネーターは109人であった。続いて、小規模高等学校に配置されているコーディネーターの数を都道府県別に見ると、〔図表3-3〕のとおり、島根県が36人、岩手県が23人、岡山県が19人となっている。また、〔図表3-4〕のとおり、1校のみに関わっているコーディネーターが115人、複数校に関わっているコーディネーターが18人となっている。

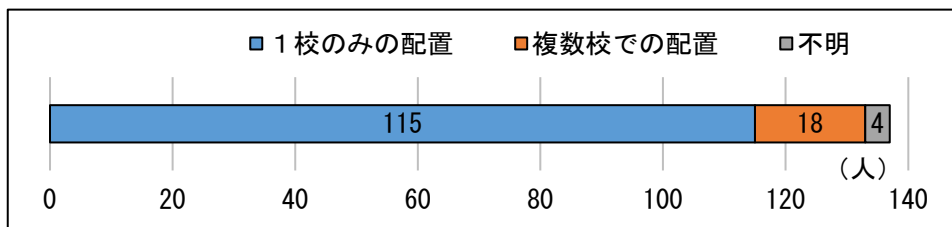
〔図表 3-1〕コーディネーターの配置のある都道府県数



〔図表 3-2〕コーディネーターの人数



〔図表 3-4〕コーディネーターが関わる学校数



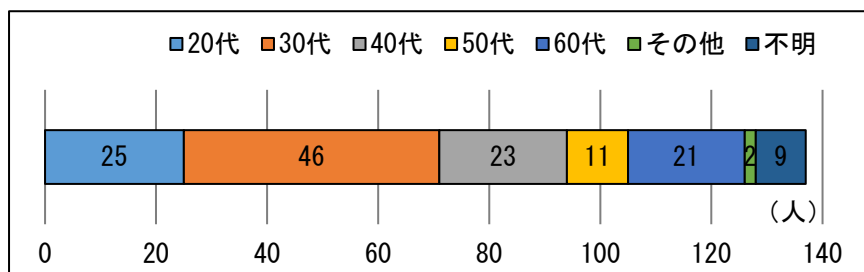
〔図表 3-3〕都道府県別コーディネーター人数

都道府県	人数
北海道	7
岩手県	23
山形県	8
栃木県	3
群馬県	1
長野県	1
岐阜県	1
滋賀県	1
京都府	2
大阪府	1
兵庫県	2
和歌山県	2
鳥取県	7
島根県	36
岡山県	19
広島県	不明
山口県	8
愛媛県	6
高知県	4
佐賀県	1
大分県	1
宮崎県	2
沖縄県	1
合計	137

本調査において、47都道府県における都道府県立の小規模高等学校の数は676校であり、そのうち88校（13.0%）にコーディネーターが配置されている。

また、配置されているコーディネーターの年齢層は、〔図表 3-5〕のとおり、「不明」を除くと「30代」が46人と最も多く、次いで「20代」（25人）、「40代」23人の順となっている。

〔図表 3-5〕コーディネーターの年齢層



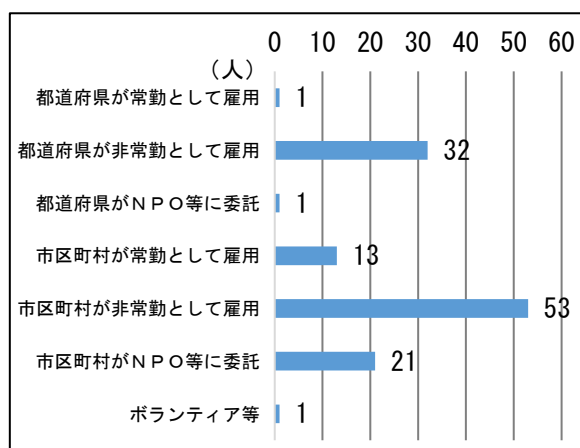
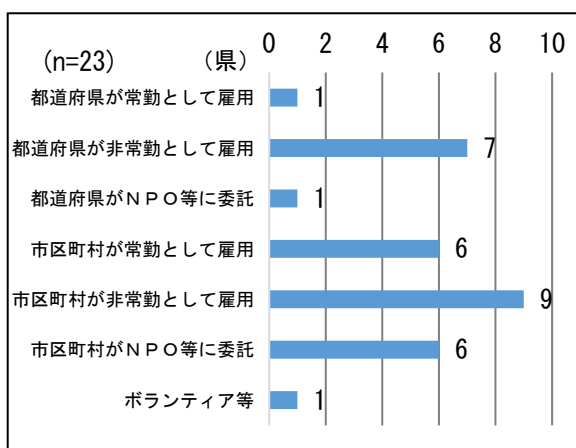
コーディネーターの雇用形態別の都道府県数は、〔図表 3-6〕のとおり、その他を除くと「市区町村が非常勤として雇用」が9県と

最も多く、次いで「都道府県が非常勤として雇用」が7県、「市区町村が常勤として雇用」及び「市区町村がNPO等に委託」が6県の順となっている。雇用形態別の人数は、〔図表3-7〕のとおり、「市区町村が非常勤として雇用」が53人と最も多く、次いで「都道府県が非常勤として雇用」(32人)、「市区町村がNPO等に委託」(21人)の順となっている。

〔図表3-6〕コーディネーターの雇用形態別の都道府県数

〔図表3-7〕コーディネーターの雇用形態別の人数(複数回答)

〈コーディネーターの配置のある23県が回答〉



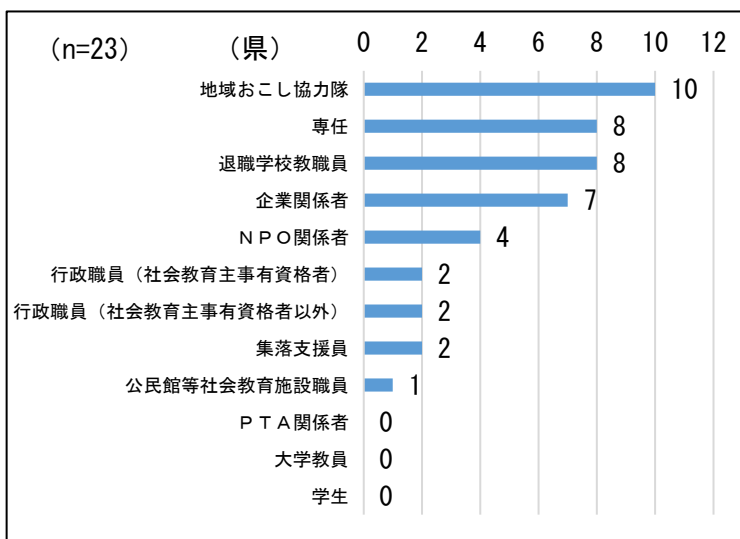
【コーディネーターの雇用形態「その他」の内容】(抜粋)

- ・ 取組ごとに県予算から謝金を支払い。
- ・ 学校が非常勤として委嘱。
- ・ コンソーシアムが民間企業に委託。
- ・ 一般社団法人に委託。
- ・ 学校の振興対策連絡協議会が非常勤として雇用。
- ・ 県が、魅力化に係る事業のコーディネーターとして委託。
- ・ 普通科改革支援事業で雇用。

どのような人がコーディネーターになっているのか、その属性を尋ねたところ、〔図表 3-8〕のとおり、「地域おこし協力隊」が10県と最も多く、次いで「専任」及び「退職学校教職員」が8県、「企業関係者」が7県となっている。

〔図表 3-8〕 コーディネーターの属性

〈コーディネーター配置のある23県が回答〉



【コーディネーターの属性「その他」の内容】

- ・ 自治体との委託業務
- ・ 地域住民
- ・ ピアノ講師
- ・ 退職行政職員
- ・ 一般社団法人関係者
- ・ 高校非常勤講師
- ・ 地域学校協働活動推進員
- ・ 学校の振興対策連絡協議会と個人契約

イ コーディネーターの必要性の認識

都道府県立高等学校全日制のうち、小規模高等学校と定義している3学年合計で9学級以下の学校において、今後の地域と学校の連携・協働を効果的に推進するために必要なコーディネーターの配置の在り方については、コーディネーターの配置のある都道府県23県の回答（複数回答可）によると、「条件に応じて都道府県立高等学校に配置するべき」が12県、「市区町村の判断に応じて配置するべき」が8県、「すべての都道府県立高等学校に配置するべき」が4県となっている。

【コーディネーターの配置の在り方「条件に応じた配置」の内容】

(抜粋)

- ・小規模校、産業系高校など入学者数の減少が顕著な学校。
- ・全国生徒募集を行っている学校やコミュニティ・スクール導入校。
- ・地域連携に重点を置いた教育活動に取り組む学校。
- ・特色化や魅力化などを目的とした配置。
- ・国事業の指定を受けた新学科の設置校等への重点的な配置。
- ・中山間地域及び離島の小規模高校への配置。
- ・コーディネーター配置に係る目的や必要性が明確であること。

【コーディネーターの配置の在り方「その他」の内容】 (抜粋)

- ・各学校の意向に応じた配置。

また、地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能の強化・充実に向けた推進役となるコーディネーターの必要性については、38県が「必要」と回答しており、必要性の認識は高いと言える。

【コーディネーターの必要性の認識「必要とする理由」の内容】

(抜粋)

- ・学校と地域との連携・協働体制の構築や取組の充実に資する人材である。
- ・地域と学校の連携・協働による生徒への教育的効果が高い。
- ・人口減少による課題を共有し、地域と学校が協力して課題解決を目指すのに重要な存在と考える。
- ・マンパワーが限られる小規模校こそ、専門知識を持つ外部人材の活用が不可欠である。
- ・教職員の負担軽減や地域との連携・協働体制の継続性につながる。
- ・学びを活用した地域課題解決において核となる人材である。

【コーディネーターの必要性の認識「必要とする理由」の内容】(抜粋)

- ・小規模校においては地域との連携が学校運営上必要であるため。
- ・地域協働を充実する上で、教員に代わる専属の人材が必要。
- ・地域との連携には、地域（市区町村）の状況に精通したコーディネーターが必要である。
- ・地域の特色やニーズに応える柔軟な教育課程を展開できる。
- ・寮の新設、運営スタッフとして必要である。
- ・小規模高等学校の特色化・魅力化を推進する必要があるため。
- ・社会に開かれた教育課程の実現には、学校や地域の実情を知る人材が必要であるため。

ウ コーディネーターの職務・活動内容

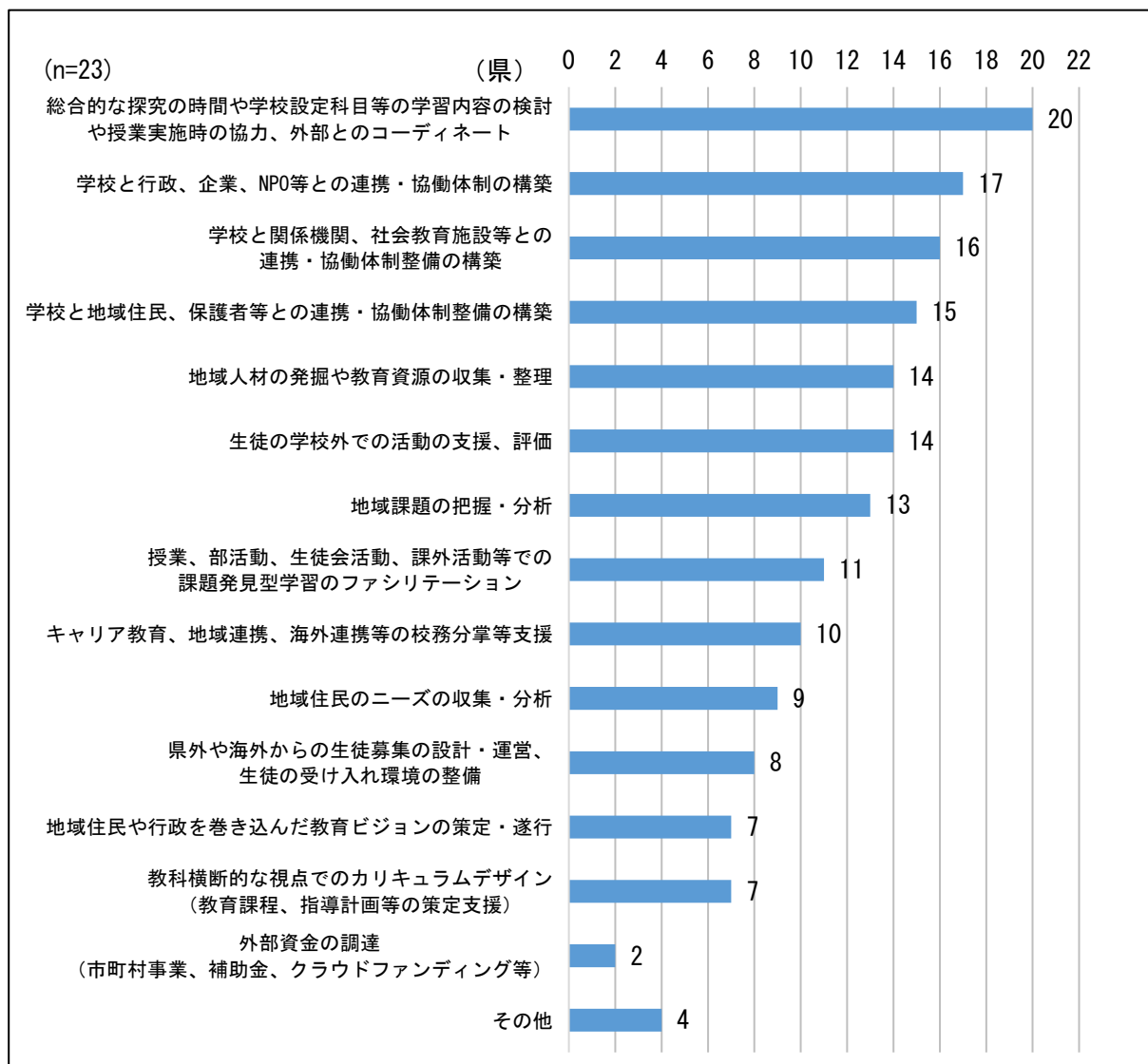
コーディネーターが現在携わっている職務・活動内容は、〔図表 3-9〕のとおり、「総合的な探究の時間や学校設定科目等の学習内容の検討や授業実施時の協力、外部とのコーディネート」が20県と最も多く、次いで「学校と行政、企業、NPO等との連携・協力体制の構築」（17県）、「学校と関係機関、社会教育施設等との連携・協働体制整備の構築」（16県）の順となっている。

【現在携わっている職務・活動内容「その他」の内容】

- ・府内全域からの生徒の受入れ環境の整備
- ・広報、PR活動

〔図表 3 - 9〕コーディネーターが現在携わっている職務・活動内容（複数回答）

〈コーディネーター配置のある 23 県が回答〉



エ コーディネーターの配置による成果・効果

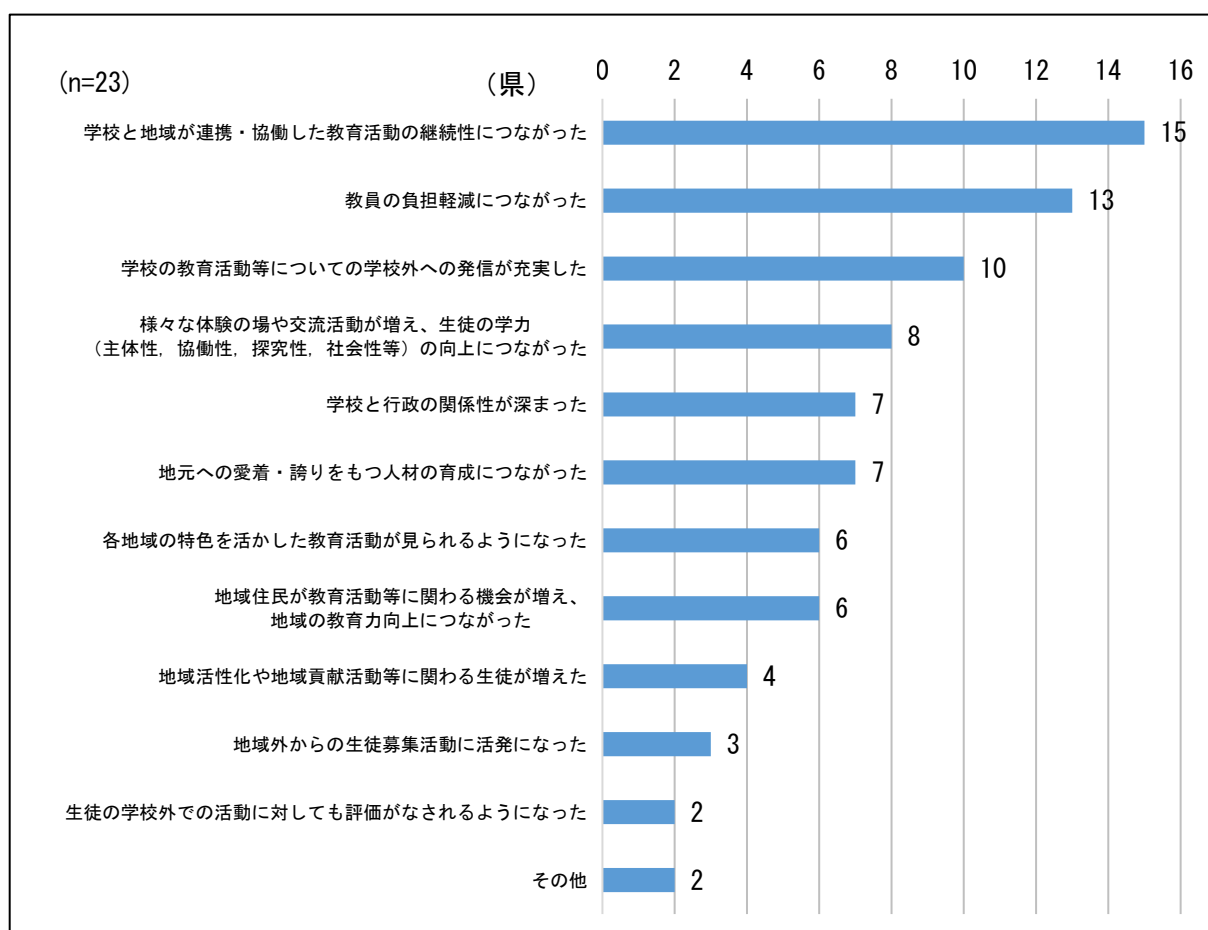
コーディネーターを配置したことによる成果・効果は、〔図表 3 - 10〕のとおり、「学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながった」が 15 県と最も多く、次いで「教員の負担軽減につながった」（13 県）、「学校の教育活動等について学校外への発信が充実した」（10 県）の順となっている。

【コーディネーターの配置による成果・効果「その他」の内容】

- ・ 府内全域からの生徒の受け入れ環境の整備の推進。

〔図表 3 - 1 0〕コーディネーターの配置による成果・効果（複数回答・5つまで）

〈コーディネーター配置のある23県が回答〉



オ コーディネーターの配置に係る財源及び処遇

コーディネーターの配置に係る財源は、〔図表 3 - 1 1〕に示すとおり、「都道府県一般財源」及び「市区町村一般財源」が11県と最も多く、次いで「国補助金・交付金」が9県となっている。

また、都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターの処遇等の在り方については、「コーディネーターがチームとして取り組める職務環境の整備」が必要であるとの回答が14県と最も多く、次いで「コーディネーターの役割の重要性に見合う雇用形態の保証」が12県となっている。

【コーディネーターの配置に係る財源「その他」の内容】

- ・ 普通科改革支援事業予算。
- ・ 市町による配置のため不明。

〔図表 3 - 1 1〕コーディネーターの配置に係る財源（複数回答）

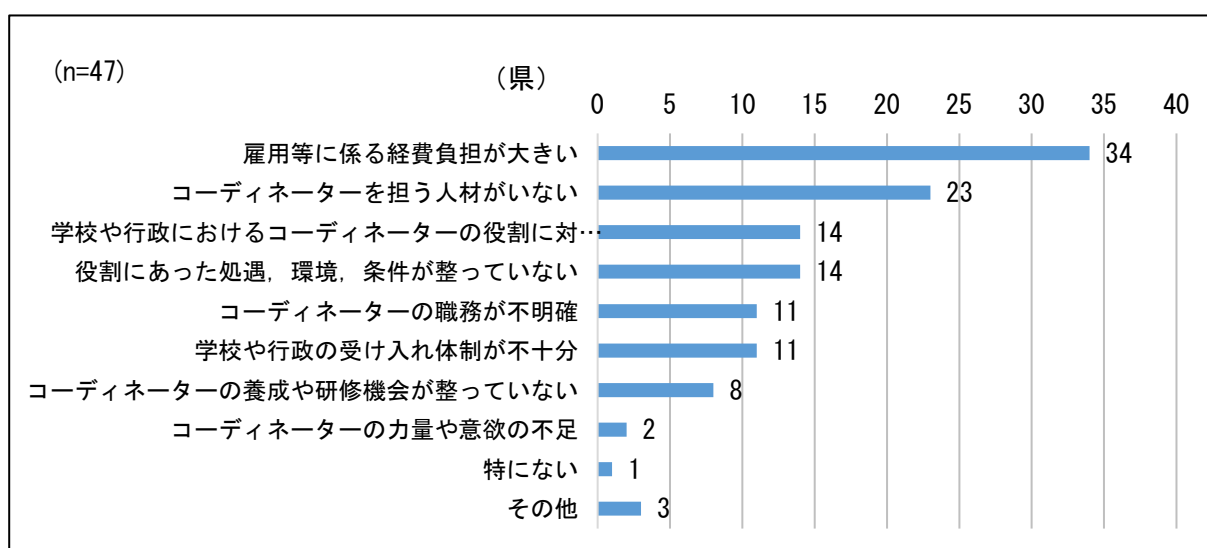
〈コーディネーター配置のある 2 3 県が回答〉

種別	県数
国特別交付税	3
国補助金・交付金	9
過疎債	0
都道府県一般財源	11
市区町村一般財源	11
寄付、クラウドファンディング等	1
その他	2

カ コーディネーターの配置上の課題と行政の役割

全都道府県が、コーディネーターを配置する上で課題と考えていることは、〔図表 3 - 1 2〕のとおり、「雇用等に係る経費負担が大きい」が 3 4 県と最も多く、次いで「コーディネーターを担う人材がない」（2 3 県）、「学校や行政におけるコーディネーターの役割に対する理解が不十分」及び「役割にあった処遇、環境、条件が整っていない」（1 4 県）の順となっている。

〔図表 3 - 1 2〕コーディネーターを配置する上での課題（複数回答・3 つずつ）



【コーディネーターを配置する上での課題「その他」の内容】

- ・学校が目指す方向性と現状に応じて、適切なコーディネートができる人材を見つけることが難しい。
- ・都立高校における「小規模校」は島しょ地区の高校になるため、地理的課題及び人材不足が考えられる。

このような中、地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能の強化・充実に向けて行政に向けて求められる役割は、〔図表 3-13〕に示すとおりである

① 国に求められる役割

今後、国に求められる役割は、「財政面での支援の充実」が 91.5%と最も高く、次いで「制度面の条件整備」(63.8%)、「コーディネート機能の強化・充実に向けた方針・ビジョンの明確化」(25.5%)となっている。

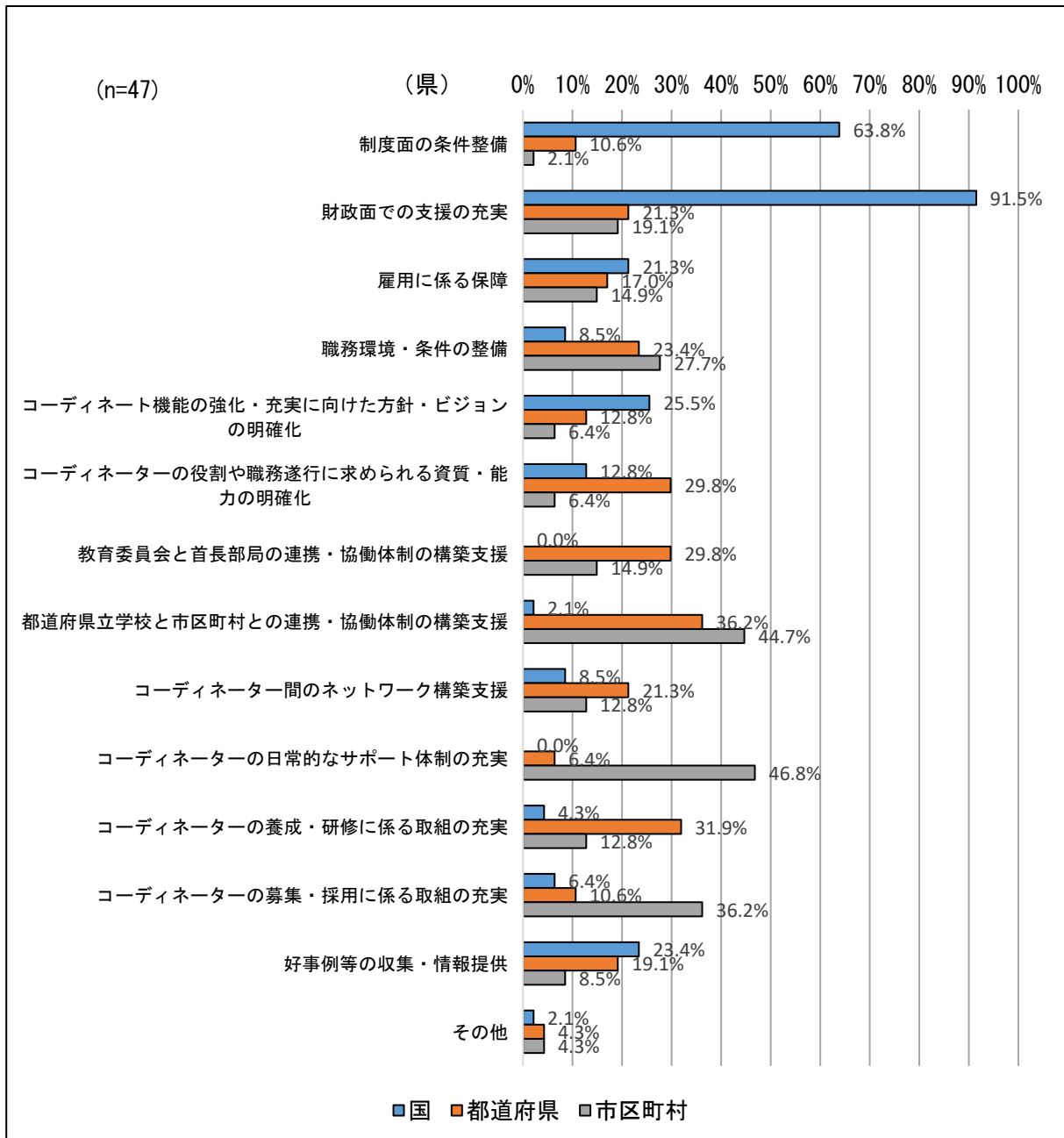
② 都道府県に求められる役割

今後、都道府県に求められる役割は、「都道府県立高等学校と市区町村との連携・協働体制の構築支援」が 36.2%と最も高く、次いで「コーディネーターの養成・研修に係る取組の充実」(31.9%)、「コーディネーターの役割や職務遂行に求められる資質・能力の明確化」及び、「教育委員会と首長部局の連携・協働体制の構築支援」(29.8%)となっている。

③ 市区町村に求められる役割

今後、市区町村に求められる役割は、「コーディネーターへの日常的サポート体制の充実」が 46.8%と最も高く、次いで「都道府県立高等学校と市区町村との連携・協働体制の構築支援」(44.7%)、「コーディネーターの募集・採用に係る取組の充実」(36.2%)となっている。

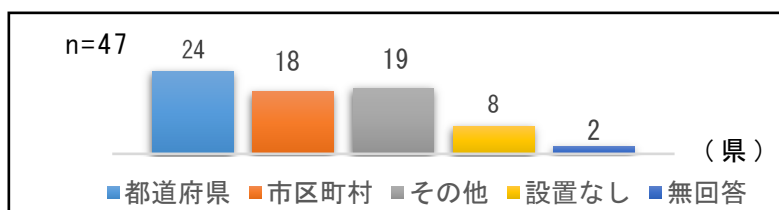
〔図表 3 - 1 3〕 コーディネート機能の強化・充実に求めてられる行政の役割
 (複数回答・3つずつ)



(4) 通学困難な生徒への支援制度と支援状況

ア 寄宿舎の設置形態について

〔図表4-1〕 寄宿舎の設置形態（複数回答）



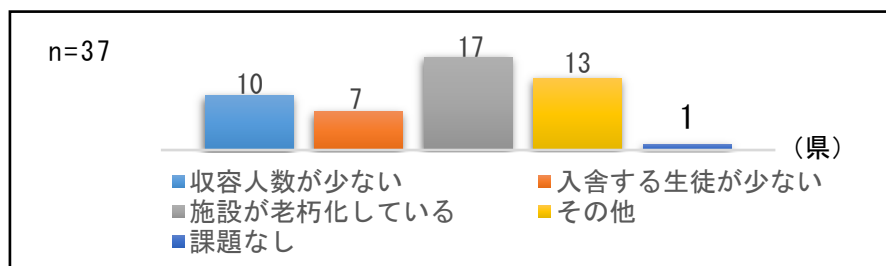
都道府県による寄宿舎の設置は約51%となっており、その他の設置は約40%、市区町村の設置は約38%となっている。8県については寄宿舎が設置されていない。

（その他の寄宿舎の具体例（抜粋））

- ・ 農業経営者育成等に向けた寄宿舎、県内唯一の水産高等学校への遠方入学者に向けた寄宿舎。
- ・ 教育上の必要性から県が設置している。
- ・ 専門学科（食物科・福祉科・看護科）がある高等学校に設置。
- ・ 昭和41年度に文部省の「自営者養成農業学校」に指定されたため。
- ・ 島外生徒受入事業に伴う離島留学生を対象とした学生寮（村が設置）。
- ・ 同窓会が設置している。
- ・ 市区町村の支援を受けながら寄宿舎運営協議会が設置している。
- ・ 通学区域が府内全域及び他府県に渡り、通学困難な生徒がいる学校。
- ・ 市区町村が整備した公共的施設等を県立高等学校生の住まいとして活用。
- ・ 県立総合寄宿舎。
- ・ 民間、NPO法人が設置している。
- ・ 高等学校未設置離島から進学する生徒のための合同宿舎。

イ 寄宿舍の課題について

〔図表４－２〕寄宿舍の課題（複数回答） ※設置のある３７県が回答



約４５％の県で施設の老朽化が課題となっており、約２６％の県で収容人数の少なさが課題となっている。

（その他の具体例（抜粋））

- ・ 教員の宿直業務の負担が大きい。
- ・ 寮の管理・世話人の人材確保が困難。
- ・ 教職員数の減少に伴う舎監業務の負担増加。
- ・ 食事提供等を含むハウスキーパーが必要となる。
- ・ 調理委託業者不足。
- ・ 学校と寮での生徒に関する情報共有。
- ・ 急病等緊急時への対応、問題行動への対応。
- ・ 燃料・物価高騰による入寮者の経済的負担の増加。

（課題に対する対応策（抜粋））

〈収容人数が少ないことへの対応〉

- ・ 間仕切りを設置して収容人数を増やしている。
- ・ これまでは面談室を寮室に転用するなどして対応してきたが、それでも定員より入寮希望者が多い場合は抽選としている。
- ・ 地元住民の協力を得て、下宿先を確保している。
- ・ 県、市区町村、高等学校が連携の上、既存の寄宿舍に加え、市区町村の公共的施設や民間施設等の地域資源を最大限活用するとともに、場合によっては近隣の高等学校の寄宿舍を共同利用することも検討。

〈入舎する生徒が少ないことへの対応〉

- ・ 入寮する生徒が少ない高等学校は充足率が低いため、魅力ある高等学校づくりに取り組むことにより、高等学校の充足率、入寮する生徒の増加につなげていきたい。

〈施設の老朽化への対応〉

- ・ 県立の寄宿舎について、耐震工事を実施（H21）するなど、維持修繕に努めている。
- ・ トイレの洋式化などの小規模修繕を重ねている。
- ・ 寄宿舎の老朽化については、学校と協議を行い、学校全体の実情を把握し、計画的な整備充実に努めている。
- ・ 令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、寄宿舎内での感染リスク低減を図るための内装の改修や設備の修繕を行った。

〈その他：教員の負担増加に対する対応〉

- ・ 教員による宿直日数が月2回を超える場合は、非常勤の寄宿舎宿日直員を配置している。

〈その他：人員不足への対応〉

- ・ 学校や地方公共団体と協力して人材確保に努めている。
- ・ ハローワークの活用、採用要件の緩和や待遇改善、福利厚生の実施。

〈その他：緊急時、問題行動、情報共有、物価高騰等への対応〉

- ・ 定期的に情報共有の場を設定している。
- ・ 町職員が時間外対応。
- ・ 寮生を対象としたソーシャルスキルトレーニングの実施。
- ・ 寮生の病気対応等は原則自己対応だが、民間団体が生活全般の

サポートをしてくれている。

- ・ 物価等の高騰については、受益者負担によるため、寮費の値上げにより対応。

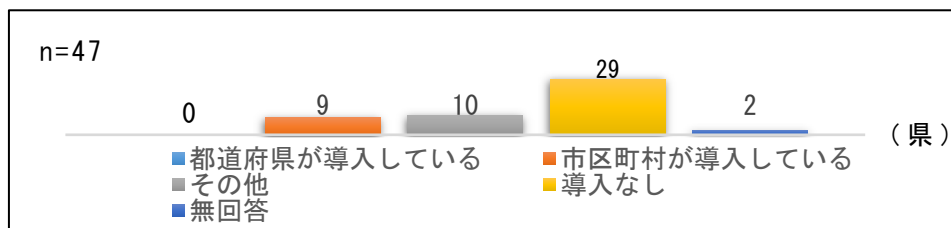
(都道府県や地方公共団体による支援の具体例 (抜粋))

- ・ 寄宿舎を設置する地方公共団体が寮費の一部を支援している。
- ・ 高等学校が所在する地方公共団体が、寮費の一部を支援している。
- ・ 地方公共団体及び県が費用の一部を支援している。
- ・ 食料品価格等が高騰する中でも寄宿舎食の質の維持を図るため寄宿舎食費の一部を補助している。
- ・ 地域の住民組織や地方公共団体が寄宿舎を整備。(改修を含む)
- ・ 国の離島高等学校生支援事業を活用し、寮費を支援。

(国：県：市区町村＝2：1：1 上限24万円)

ウ 通学バスについて

〔図表4-3〕通学バスの導入状況 (複数回答)



都道府県がバスを導入している事例は見られず、市区町村による導入とその他が約19%ずつとなっている。また、約61%の県にはバスの導入がない。

(その他の具体例 (抜粋))

- ・ 小中生対象のスクールバスに混乗、市区町村有バスに混乗等。
- ・ 各学校のスクールバス運行委員会 (PTA等を中心とした組織) 等が導入している。

- ・ 学舎間で部活動を合同実施するためのバスを運行。
- ・ スクールバス協会（同窓や学校関係者等からなる）が導入している。
- ・ 市区町村による路線バスの活用。
- ・ 学校等がバス会社に依頼し、学校の通学時間に合わせた特別ダイヤを通学に利用している。

（通学支援のための事例について（抜粋））

- ・ 募集停止により住んでいる市区町村に高等学校がなくなり、遠距離通学となる生徒を対象に通学費や下宿費を補助。
- ・ 県育英奨学会による高等学校奨学金について、支援を要する生徒の通学費等の一部返還免除を実施。
- ・ 一部市区町村において、町内にある県立高等学校への通学生に対する町営バス無料化や、遠隔地・山間部からの通学生を対象とした冬季間の貸切タクシー無料運行などの取組が行われている。
- ・ 統合などの再編整備により遠距離通学を余儀なくされる生徒に対して、支援対象となる中学校を決め、その卒業生が統合校に通う場合、その通学費の一部を県が支援している。
- ・ 地方公共団体によるバス路線の増設。
- ・ 県が経済的な理由により修学が困難である者に対して遠距離通学費を貸与している。
- ・ 県が行う各種奨学金対象の生徒において、通学費を一定額以上負担している場合、奨学金に一定額追加補助できる。
- ・ 地方公共団体がコミュニティバスの利便性を高めるため、運行系統の新設、増便、無料化などを実施している。
- ・ 県の補助制度として、山間・へき地から全日制の県立高等学校に通学する生徒の通学にかかる経費（交通機関利用・下宿）の一部を補助（所得要件あり）。
- ・ 県が離島から通学する生徒へ港から学校までタクシーでの送迎

を支援。

- 県で定めた基準を超える通学費（月額（特急料金除く））を負担して県立高等学校に通う生徒に対して通学費を助成している。
（県、市区町村 1 / 2 ずつ負担）
- 県が全日制の生徒を対象に、遠距離通学者への一部補助、低所得世帯に対するバス通学費無料化を実施。

**（通学困難な生徒支援のため地方公共団体と連携した取組の具体例
（抜粋））**

- 登校時間を 30 分繰り下げ、地方公共団体による最寄り駅からの通学バスを提供することで、遠方入学者の通学利便性を確保。
- 地方公共団体が下宿受け入れ先に施設整備費や運営費を補助し、地元の高等学校に通学困難な生徒の下宿先を確保・活用している。
- 全国募集を行っているウインタースポーツ部活動の県外出身生徒の下宿先として、地方公共団体による整備費の補助を受けたサポーターハウス（民間の下宿）が開所されている。
- 自宅から通学困難な生徒のために、地元的一般家庭（ホストファミリー）に生徒を受け入れてもらっているところがある。
- 地方公共団体と連携し、寮設置、運営を行っている。（寮運営経費を県、市区町村 1 / 2 ずつ負担。）
- 市区町村が整備した公共的施設を県立高等学校生の住まいとして活用する場合や、市区町村が古民家等の地域資源を活用して管理・運営する県立高等学校生の共同下宿について、生徒が円滑な集団生活を送れるよう、県としてその運営費を補助している。
- 市区町村が国の制度を活用して、高等学校未設置離島に住民票を有する高等学校生等を対象に行う、通学費、居住費等に要する経費への補助に対し、県が支援を実施。
- 地域有志の方による寮生の休日の食事提供や地域ボランティアによる県外生生活支援、PTA 会長による受検に必要な保証人の

引受けなど、地域の方が県外からの入学生を支援。

- ・ 県立学校が設置されている地方公共団体が、下宿の家賃や長期休業の帰省費用を補助している。
- ・ 市区町村が高等学校生が50%以上利用できる地域の教育力の向上及び地域の活性化に資する交流施設を建設し、その建設費用のうち市区町村負担分の2分の1以内を県が支援することで、生徒の居住施設の確保を行っている。

(5) その他小規模高等学校の取組

ア 生徒募集における効果的な取組事例について（抜粋）

（※小規模高等学校限定ではない取組も含む。）

〈ウェブサイトやSNS等を用いた事例〉

- ・ 県内の全公立高等学校が「ハイスクール・ガイド」や「オンライン学校説明会」を作成し、県のHPで一覧で閲覧できるようになっている（毎年相当数のアクセスがある）。
- ・ 県のホームページに県内の全公立高等学校のハイスクールガイドをまとめて掲載している。また、メディアプラットフォーム *note* を活用した学校の取組を発信することを計画している。
- ・ 関東圏、関西圏における魅力発信動画の配信。（YouTube 広告）
- ・ 全国募集実施校がSNS広告を活用した広報を行っている。
- ・ 複数の高等学校を比較できるホームページ「県立高等学校検索ガイド」を開設。1,000件／1日のアクセス。

〈パンフレットやポスター等を用いた事例〉

- ・ 全国募集を実施している学科については、県外の公共施設にポスターの掲示等を行っている。
- ・ 事業案内及び島しょ地区の都立高等学校を紹介するためにパンフレットを作成・配布したところ、島外生徒受入事業における応募

人数が募集人数を上回っている。

- ・ 令和4年度より、中学生や保護者を対象に「県立高等学校進学フェア」を開催している。
- ・ 「学校紹介のウェブページ」「各公立高等学校の体験入学等の日程をまとめた一覧表」を作成し、県内各国公私立中学校等に配付している。
- ・ 近畿圏の地元地域のアンテナショップ、近隣県、県南学習支援施設等への広報活動や地元ケーブルテレビの協力などを通じて、生徒募集を行うことで、全国募集による入学生の獲得につながった。
- ・ 生徒人口の減少が著しい半島部の高等学校が合同の広告を作成し、半島内すべての中学校を訪問しPRを実施した。

〈寄宿舎等に係る取組の事例〉

- ・ 町が男子寮として県から譲渡を受けた寮を改修、女子寮を新築することにより県外からの生徒募集の環境を整備し、寮費の8割を補助する制度を整えて地域みらい留学で県外募集を行ったところ、毎年10人程度県外からの入学がある。
- ・ 町内の住民の家で生活（下宿）しながら小規模高等学校に通学できる「里山留学制度」により府内遠方からも数名が入学した。

〈その他の取組の事例〉

- ・ 令和5年度入試からスクール・ポリシーに関連した分野での募集やスクール・ポリシーに基づいた傾斜配点を実施。
- ・ 将来的に1学年3学級以下が見込まれる19校を「地域連携による活力ある高等学校づくり推進事業（予算額は1校60万円程度）」に指定。地域における生徒活躍の場を作ることで生徒募集に寄与している。
- ・ 学校が所在する地方公共団体より、給食センターの余剰分を活用

して高等学校生（希望者）への昼食提供を実施したところ、入学者数が昨年度比64%増となった。

- ・ 地方公共団体による公営塾の開設、給付型奨学金、中学生と同じメニューで安価な給食を提供。
- ・ 令和3年度からは、全国募集実施校のうち、「地域みらい留学」参画校を対象に全国募集促進事業を開始し、学校見学会等に参加する県外生徒に本県との往復の交通費補助（上限2万円）や学校見学バスツアーを実施している。その結果、全国募集開始時には11人だった県外入学生が88人へと8倍に増加した。

イ 教育活動の維持、充実のための取組事例について（抜粋）

（※小規模校限定ではない取組も含む。）

〈教育課程、教育活動等の事例〉

- ・ 小規模校の活性化と将来の地域づくりの担い手を育成するという観点から、2つの県立高等学校を連携型中高一貫教育校とした。
- ・ 農業系高等学校と県農林大学校で、専門性・継続性の高い5年間のカリキュラム「農業教育一貫プロジェクト」を実施。
- ・ 地域の教育資源を最大限有効活用した「地域探究コース」、「宇宙探究コース」を設置。
- ・ 学習塾や学習コーチ事業の実施、企業と連携したドローン国家資格や電気工事士等の資格取得支援、企業等と連携し地域資源を活用した部活動の新設（ゴルフ部、スノーボード部、クリエイティブ部）、SBP（高等学校生が中心となり、ビジネス手法を通じて地域活性化を図る活動）の取組充実 等。
- ・ 島しょ地域の高等学校から大学に進学した卒業生等をチューターとして、オンラインで在校生の進学に関する相談に乗り、進路の実現を支援。
- ・ 内地で実施された指導教諭の授業を撮影し、島しょ地域の教員向けに動画配信することで、島しょ地域の高等学校教員の学習機会

を確保（今年度から全都立高等学校に拡大）。

- ・ 地元地方公共団体の支援で、学習塾や留学の実施、資格取得・部活動派遣の補助がある。
- ・ 魅力化支援員を常駐。
- ・ 白い森未来探究学（地域課題の学び）、保小中高一貫教育、全国小規模校サミット運営等の実施。

〈地域協働活動、コミュニティ・スクール等の事例〉

- ・ 地元地方公共団体と地域活性化事業などに取り組むため連携協定を締結し、地元企業による講義や地域の様々な業種の方との座談会、地元小・中学生へのプログラミング教室、地元広報誌への学校情報掲載などを実施している。
- ・ 町観光協会青年部と協力した町商店街一体での竹あかりイベントの開催等、小規模校の利点を生かし、地域と一体化した取組を実践している。
- ・ 1学年1学級規模校については、学校関係者・地域住民・地元市町等で構成する「学校活性化地域協議会」を設置し、学校の活性化・魅力化のための取組を検討・実施することとしている。

〈ふるさと納税やクラウドファンディングを用いた事例〉

- ・ 「ふるさと信州寄附金」（ふるさと納税）サイトに各校の説明ページを設け寄附を募っている。
- ・ 同窓会や地方公共団体が中心となってクラウドファンディングを実施し、県外募集や教育活動の充実に活用している。
- ・ 小規模校の生徒確保の広報PR、資格取得、地元企業との交流、生徒による地域応援ボランティアなどのための予算を、地方公共団体がガバメントクラウドファンディング事業を利用して支援を募った。
- ・ 本部町ちゅらまちづくり応援寄附（ふるさと納税）を活用して、

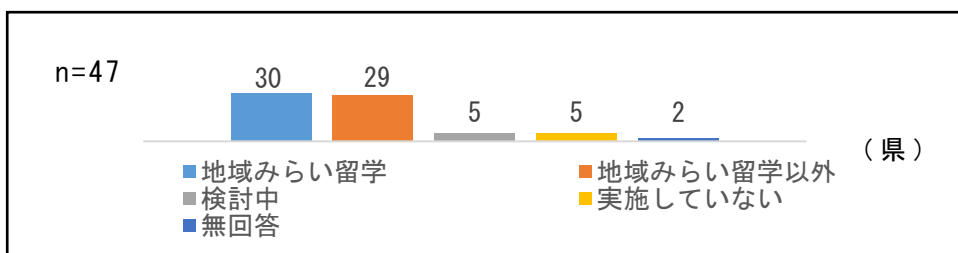
「本部高等学校の魅力化支援に関する事業」として支援している。

〈その他の事例〉

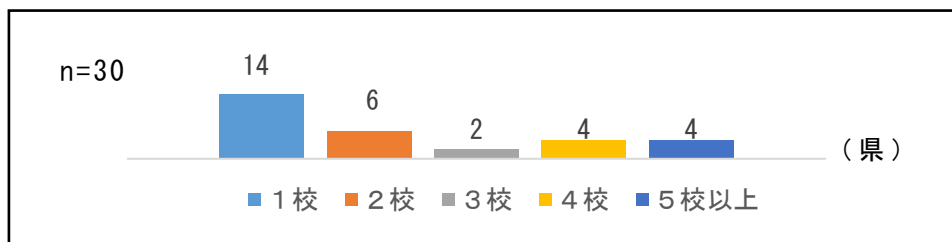
- ・ 生徒が学校で学んだことを実践できるサードプレイスの設置。
(県、市区町村で経費分担)
- ・ 地方公共団体から、公営塾等の設置、海外研修の旅費補助、給食の提供、町営寮の設置など支援を受けている学校もある。
- ・ 地元地方公共団体による公設塾、高等学校生の居住機能を有した交流施設の設置、入学祝い金、通学補助等。

ウ 県外募集について

〔図表 5 - 1〕 県外募集の実施状況 (複数回答)



〔図表 5 - 2〕 地域みらい留学の実施校数



(地域みらい留学の具体例(抜粋))

- ・ 地域校(「学校規模の標準」に満たなくても、生徒の通学環境等を考慮し継続配置する高等学校)及び過去5年の定員充足率の平均が90%以下の高等学校の計8校を候補校とし、所在市区町村から支援を前提とする申し出があった高等学校を導入校としている。
- ・ 地方公共団体が必要経費を負担するとともに、県外募集における

学校説明会を学校と協力して開催している。

- 特色のある学科、コースを有する高等学校で実施している。
例：農林科学科、国際観光科、デザイン科、環境科学科、
キャリア探求科、グローバルコース 等
- 小規模高等学校 13校を含む県内県立高等学校 15校が県外生徒の募集を積極的に行う「しまね留学推進校」として、県外向けの説明会や高等学校を廻るバスツアーを実施。令和5年度は県外から215人が県立高等学校に入学。
- 身元引受人制度を活用している学校9校のうち、6校が地域みらい留学での募集を行っている。
- 離島の屋久島、奄美大島、喜界島、本土でも最南端に位置する南大隅町の学校の4校で導入している。離島では地域の特色を生かした、南大隅町の学校では地域の特色に加えて自転車競技の特性を生かした募集を行っている。
- 久米島町が町営寮を運営し、離島留学制度として県外からの生徒を募集している。

(地域みらい留学以外の県外募集の具体例(抜粋))

- 地域みらい留学プラットフォームに登録している2校を含む県内3校について、他の中山間地域の小規模校にはない地域事情を有することに鑑み、入学者選抜における出願に関して弾力的な扱いを行っている。
- 小規模校を含む県内の全ての公立高等学校で県外募集を実施している。県外募集定員を、各学科の募集定員の10%を上限として定めている。
- 基幹産業である農業科や水産科に加え、1学年2学級以下の学校うち、地域の教育資源を活用した教科等を3単位以上履修できる教育課程を編成している学科を有する高等学校について、寮や下宿等が整備され、地域で継続的に支援できる場合に実施(令和5年

度入選：27校)

- ・ 特色ある学科・コースを有する高等学校で実施している。
例：水産、マーチングバンド、石材加工、マンガ、
グリーンライフ、地域アウトドア 等
- ・ 全国で活躍する部活動を有する高等学校で実施している。
例：ウインタースポーツ部、ロボット部、自転車競技部、
ワンダーフォーゲル部、ホッケー部、レスリング部
- ・ 離島の県立高等学校うち、離島留学制度を実施している5校で県外募集を行っている。
- ・ 全寮制の中高一貫校で県外募集を行っている。

エ 地方公共団体や地域との関係性で効果的な事例について (抜粋)

〈教育活動等の事例〉

- ・ 地域の教育資源や人材を最大限有効活用したコース等を設置して県外募集を行うことにより、昨年は12名の入学者があった。
- ・ 地元の地方公共団体と企業、学校の三者連携による、地元特産品の製造、加工、販売、商品開発や企業内実習の実施。
- ・ 飲食店とコラボしたカフェでの地域おこしや、他校の生徒等と地域活性化に取り組む「せんたんミーティング」などを実践しており、全国募集によって過去4年間で計53人の入学者がある。
- ・ 町が主体となり指定する寮(町が整備)に入り、高等学校に通いながらサンゴ礁科学研究所で島をフィールドにさまざまな分野を学ぶ留学制度を創設し、地域みらい留学で県外募集をしたところ、初年度から6人の入学があり、町は来年度に向けて寮の増築に取りかかっている。

〈住居、生活等に係る事例〉

- ・ 全国募集による入学者のための寄宿舍、県内に親戚等がない場

合の身元引受人を、地方公共団体が引き受けて実施している。

- ・ 県立小鹿野高等学校の生徒数の増加と地元出身生徒との交流を促進し、小鹿野高等学校及び小鹿野町の活性化を図る目的として、県内生徒を小鹿野町内の一般家庭または民間宿泊施設（旅館・民宿）等が受け入れ、サポートする「山村留学（小鹿野高等学校ハートウォーミングステイ）」を試行している。
- ・ 次年度実施する入学選抜において、応援する会の会員の方が身元引受人となっている例がある。
- ・ 地元企業が、社員寮の空部屋を通学困難な生徒の下宿として、提供している。
- ・ 寄宿舎の機能をもつ地域学習交流センターを町が建設を予定している。
- ・ 高森高等学校では、通学できない生徒に対して高森町が学生寮の整備を行った。男子寮は、町有の既存建物を改修し、女子寮は県有地に新築された。また、その他にも、町が町内事業者向けに下宿創業支援事業を実施してすまいを確保している。

〈経済的な支援等の事例〉

- ・ 府立高等学校が存立する地方公共団体の単費予算において、当該校の活性化・教育振興のための自由度の高い交付金措置がある。
- ・ 寮費や通学費、学習合宿、通信添削費などの経費面での補助を行っている地方公共団体がある。
- ・ 成績優秀者に奨学金給付、検定料補助、全国大会の交通費補、県内先進校視察時の交通費補助。

3 調査のまとめ

(1) 小規模高等学校における教職員配置数と教育課程の実施状況

ア 現状と課題

約40%の県に小規模高等学校における教職員配置上の配慮事項(加配の配分や配置に関する基準など)があり、半数近くの県が小規模高等学校に独自の加配教職員を実際に配置している。教頭、主幹教諭、教員、事務職員を県単独で加配をしている例や、学力向上、特別支援教育の充実等のために加配教職員の配置を単独で行っているという例が見られる。

また、約60%の県が小規模高等学校を含む複数校の兼務を行っており、授業時間数の少ない科目や免許保有者が少ない教科等(例:芸術、家庭、情報、地歴、理科等)において、兼務している例が見られる。

次に、特例的に40人未満の学級編制としている学校については、約45%の県があると回答しており、1学級の人数は30~35人が多く見られる。小規模校におけるきめ細かな指導を目的としたものや、特色ある学科や実習を伴う学科等に多く見られ、小規模高等学校に限らず40人未満としているところもあるという回答も見られる。

小規模高等学校においては、標準法だけでなく、各県独自の基準などにより、各学校の実情に応じて職員を配置している状況があり、様々な工夫をしながら学校運営に取り組んでいる状況がうかがえる。また複数校の兼務により教育課程を実施している状況が見られ、生徒の学びのニーズへの対応や校務の円滑な運営等が懸念されるところである。

イ 国への要望事項

学習指導要領の円滑な実施や指導・運営体制の構築等のために、教職員定数の見直し、改善や加配措置の着実な実施についてお願いしたい。

(2) 学校間連携の検討・実施状況と必要経費、効果

ア 現状と課題

約70%の県が小規模高等学校を含む学校間連携を実施しており、隣接する2校または3校による連携だけでなく、隣接しない学校間での連携も見られ、文部科学省「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の指定校間での連携や、拠点校を配置して連携している例などが見られる。

学校間連携の具体的な内容としては、部活動の連携が多く見られる。その他、生徒会交流、探究活動合同発表、ボランティア活動の合同実施など生徒の交流の機会となる連携や職員研修の合同実施等も見られ、交流のための移動手段の確保や移動費等も必要となることがうかがえる。

全日制と定時制、全日制と通信制との間の学校間連携を実施している県は約19%にとどまっている。実施している理由は、自校では開設していない科目受講のためや、生徒の多様な実態に対応し、選択学習の機会を拡大するためなどである。

次に、正規の授業としての遠隔授業の実施については、実施している県が約43%、実施を検討している県が約8.5%となっており、合わせると半数を超える。

遠隔授業に関しては、方法等について検討中の都道府県もあることから、今後も事例の共有をしていくことが必要である。

イ 国への要望事項

ネットワーク構築等の環境整備に係る財政支援、学校間連携のための移動手段の確保や移動費等に係る支援、多様な学びに対応するために必要な教職員配置等、遠隔授業や学校間連携の各種活動に係る財政措置等の支援についてお願いしたい。

(3) コーディネーター配置状況と業務内容・効果

ア 現状と課題

(ア) コーディネーターの配置の状況

配置できる教職員の数が限られている小規模高等学校にコーディネーターが配置されている都道府県は、50%を下回っていることから、小規模高等学校において、生徒が学校内外の教育資源を活用して成長していくために必要なコーディネーターの配置は十分ではないと思われる。また、本調査における小規模高等学校の数が676校であるのに対して、小規模高等学校に配置されているコーディネーターは137人であることから、配置のある都道府県においても、コーディネーターの配置の更なる充実が求められる。

配置されているコーディネーターのうち、約65%が設置者ではない市区町村による雇用であるため、都道府県立の小規模高等学校におけるコーディネーターの配置については、配置されているコーディネーターのうち半数以上が設置者以外の財政支援によって雇用されていることから、設置者のみでの財政確保をすることの困難さとともに、小規模高等学校における生徒の教育環境の改善におけるコーディネーターの果たす役割の重要性がうかがえる。

(イ) コーディネーターの必要性の認識

非常に多くの都道府県が、コーディネーターの必要性を認識している。その理由としては、「学校と地域との連携・協働体制の構築に必要な専門知識及びスキルの保有」「社会に開かれた教育課程の実現」「小規模高等学校における教員の負担軽減」などが挙げられている。

(ウ) コーディネーターの職務・活動内容

学校と地域、関係機関等との連携・協働体制の構築をはじめとして、コーディネーターが携わっている職務・活動内容は多岐にわたっていることから、コーディネーターの存在の有無によって小規模高等学校における教育活動の充実を左右するとともに、社会に開かれた教育課程の実現に必要な不可欠な存在であると言える。

(エ) コーディネーターの配置による成果・効果

「学校と地域の関係性が深まった」の回答がないことは、学校と地域との関係性の深まりに対して効果・成果がないのではなく、コーディネーターの職務として「学校と地域との関係性を深めること」自体が大前提であるため、選択肢として選ばれなかったと考えられる。

コーディネーターが配置されている都道府県立の小規模高等学校においては、学校と地域が継続的に連携・協働した教育活動が行われることで、生徒に身に付けさせたい資質・能力が向上していることはもちろん、教員の負担軽減もつながっていることがわかる。

(オ) コーディネーターの配置に係る財源及び処遇

都道府県立の小規模高等学校におけるコーディネーターの配置に係る財源については、11の都道府県が「市区町村の一般財源」を活用している。また、その配置に係る財源についても、11の都道府県が「都道府県一般財源」を活用していると回答しており、十分な配置をすることが困難であることがうかがえる。

また、コーディネーターを配置している23の都道府県によると、コーディネーターの望ましい処遇の在り方について14の都道府県が「コーディネーターがチームとして取り組

める職務環境の整備」を回答しており、学校内外におけるコーディネーターに係る体制・環境整備の更なる改善が求められている。

(カ) コーディネーターの配置上の課題と行政の役割

コーディネーターを配置する上では、「雇用等に係る経費負担が大きい」と34の都道府県が回答しており、全体の70%以上が経費負担を課題に挙げている。

今後、国に求められる役割についての回答は、「財政面での支援の充実」及び「制度面の条件整備」、「コーディネート機能の強化・充実に向けた方針・ビジョンの明確化」の順に多いが、特に「財政面での支援の充実」については91.5%の都道府県が回答している。

今後、都道府県に求められる役割についての回答は、「都道府県立高等学校の市区町村との連携・協働体制の構築支援」、「コーディネーターの養成・研修に係る取組の充実」、「コーディネーターの役割や職務遂行に求められる資質・能力の明確化」及び「教育委員会と首長部局の連携・協働体制の構築支援」の順に多い。

今後、市区町村に求められる役割についての回答は、「コーディネーターへの日常的サポート体制の充実」、「都道府県立高等学校の市区町村との連携・協働体制の構築支援」及び「コーディネーターの募集・採用に係る取組の充実」の順に多い。

イ 国への要望事項

多くの都道府県がコーディネーターの必要性を認識しているが、都道府県立の小規模高等学校にコーディネーターを配置している都道府県は50%を下回っている状況であり、コーディネーターの雇用に係る経費負担を課題と感じている。また、配

置されているコーディネーターのうち60%以上が市区町村による雇用となっている。したがって、小規模高等学校へのコーディネーター配置に対する財政支援及びコーディネーターを雇用する市区町村への財政支援をお願いしたい。

また、コーディネーターを配置する上での課題においては、経費負担だけでなく、「コーディネーターの職務が不明確」、「学校や行政におけるコーディネーターの役割に対する理解が不十分」及び「コーディネーターを担う人材がない」の回答も多い。これに加えて、都道府県に求められる役割においても、「コーディネーターの養成・研修に係る取組の充実」及び「コーディネーターの役割や職務遂行に求められる資質・能力の明確化」が求められていることを鑑みると、コーディネーターの適切な人材配置及び人材育成に向けて、コーディネーターに係る職務の明確化及び処遇の改善並びに研修の拡充を要望したい。

(4) 通学困難な生徒への支援制度と支援状況

ア 現状と課題

寄宿舎については、都道府県による設置が約51%その他の設置は約40%、市町村による設置は約38%となっている。8県については寄宿舎が設置されていない。その他の寄宿舎の回答としては、同窓会による設置や、民間・NPO法人による設置などが見られる。

寄宿舎等の課題については、施設の老朽化が約45%を占め、収容人数が少ないが約26%、入舎する生徒が少ないが約18%、その他が約34%となっている。その他の内容としては、教員の業務負担増、人材確保（舎監、調理スタッフ）、急病や問題行動等への対応などが見られる。

次に、通学のためのバスの導入状況については、都道府県がバスを導入している事例はなく、市区町村による導入とその他が約2割ずつとなっており、約61%の県がバスの導入はしていない。その他の内容としては、小中生対象のスクールバスに混乗、市区町村有バスに混乗、学校等がバス会社に依頼し、学校の通学時間に合わせた特別ダイヤを通学に利用している等である。

イ 国への要望事項

寄宿舎については老朽化に伴う改築や運営に係る財政措置等の支援をお願いしたい。併せて、燃料費高騰などによる公共交通機関の運行削減により、生徒の通学手段の確保が困難になるなど新たな課題が生じたりしているため、通学手段の確保に係る支援についてお願いしたい。

(5) その他小規模高等学校の取組（効果的な事例）

小規模高等学校の生徒募集について取り組んでいる効果的な事例については、特に、ホームページやSNSを活用した取組が多く見られる。また、学校見学バスツアーや、地元地方公共団体と連携した昼食の提供、独自の留学制度など各県様々な取組を行っている。

小規模高等学校で教育活動の維持、充実のために、取り組んでいる事例としては、農業系高等学校と県農林大学校を通じた5年カリキュラムの実施や、遠隔による職員研修や進路相談の実施などが見られ、地方公共団体や同窓会の取組として、公設塾等の開設、給付型奨学金の導入、クラウドファンディング、ふるさと納税等による支援等を行っている事例も見られる。

小規模高等学校における県外募集については、6割を超える県が地域みらい留学、それ以外、もしくは両方により県外募集を行っている。特色のある学科、コース、部活動を有する学校において県外募集を行う事例が多く見られる。

地方公共団体や地域との関係性で効果的な事例については、地域の教育資源や人材を最大限有効活用したコース等の設置、企業等との連携による地域活性化等、特色ある教育活動等の例や、通学困難な生徒の下宿として、地元企業による社員寮の空き部屋の提供、一般家庭等での生徒受け入れや県外からの入学者の身元引受人となってくれるなど住居、生活等に係る事例の外、地方公共団体の予算において、当該校の活性化・教育振興のための自由度の高い交付金措置等、経済的な支援等の事例が見られる。

本項目においては、多くの取組事例を把握することができた。

今後も、小規模高等学校の特色化・魅力化を推進するために、効果的な事例等を把握し、共有する機会が必要であると考えます。

4 調査票

全国都道府県教育長協議会第1部会 令和5年度調査研究 「小規模高等学校の特色化・魅力化について」

(都道府県番号は、都道府県名入力後に自動入力されます。)

都 道 府 県 番 号	
都 道 府 県 名	
と り ま と め 担 当 課	
担 当 者 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

【アンケートの趣旨】

本調査では、公立高等学校全日制のうち3学年合計で9学級以下の学校を「小規模高等学校」と定義する。この定義のもとで小規模高等学校は、平成24年度から令和4年度までの10年間で60校増加し704校になっており、全公立高校の約2割を超え、全国的に増加しています。

このような状況は、特に中山間地域や離島等に立地する高等学校で顕著ですが、小規模高等学校においては教育資源に限りがあり、生徒の多様なニーズの全てに対応した指導体制を単独で確保することが困難となっています。各自治体においては、国の事業を活用するなどしてこれらの体制構築に向けて取り組んでいるところですが、これらの取組を実施してもなお、教員数の不足や費用負担により課題解決が困難であったり、燃料費高騰などによる公共交通機関の運行削減により、生徒の通学手段の確保が困難になるなど新たな課題が生じたりしています。

そこで、第1部会では、令和5年度の研究課題を「小規模高等学校の特色化・魅力化」とし、各都道府県の現状や取組事例の把握、課題の分析を行う。具体的には、小規模高等学校における教職員配置数と教育課程の実施状況、学校間連携の検討・実施状況と必要経費・効果、遠隔授業の検討・実施状況と必要経費・効果、コーディネーター配置状況と業務内容・効果、通学困難な生徒への支援制度と支援状況、市町村との連携・協働の実施状況と支援経費等について調査研究を行うことで、今後の施策・事業の検討や国への提案・要望に資することを目的とします。

【記入上の注意】

- ① 青色のセルに回答を記入してください。○についてはプルダウンから選択し、数字のみを答える場合は半角で記入してください。
- ② 調査票（本シート）は集計の都合上、行・列の挿入・削除は行わないでください。（幅変更は差し支えありません。）
- ③ 記入様式（別シート）について、行・列の挿入・削除は行わないでください。（幅変更はA4一枚に収まる範囲で行っていただいて結構です。）
- ④ 「集計表」のシートは入力不要です。
- ⑤ ※回答に当たり、対象はで3学年合計で9学級以下（令和5年5月1日現在）の都道府県立高等学校（全日制）とし、調査内では「小規模高等学校」と表します。なお、取組等については都道府県教育委員会が主体で行っているもので、令和5年8月1日現在で把握しているものを調査対象とします。

基本情報

1 都道府県立高等学校（全日制）の数をお答えください。

校

2 都道府県立高等学校（全日制）のうち、小規模高等学校（3学年合計9学級以下）の数をお答えください。

校

小規模高等学校における教職員配置数と教育課程の実施状況

問1 小規模高等学校に教職員配置上の配慮事項（加配の配分や配置に関する基準など）がありますか。

- ア ある
 イ ない

問2 問1でアと回答した場合、事例を紹介してください。

問3 小規模高等学校に独自の加配教職員を実際に配置していますか。

- ア 配置している
 イ 配置していない

問4 問3でアと回答した場合、実際の配置数とその内訳（自治体単独による加配や留保定数を活用した加配など）を記載してください。

問5 小規模高等学校において、複数校の兼務がありますか。

- ア 兼務している
 イ 兼務していない

問6 問5でアと回答した場合、その配置状況の実例を紹介してください。

問7 小規模高等学校において、特例的に40人未満の学級編制としている学校がありますか。

- ア ある
 イ 現在はないが導入を検討している
 ウ ない

問8 問7でア、イと回答した場合、実例を紹介してください。

学校間連携の検討・実施状況と必要経費、効果

問9 小規模高等学校が含まれる学校間連携を実施していますか。
（例：小規模高等学校＋小規模高等学校、小規模高等学校＋小規模高等学校以外）

- ア 実施している →問10・11にお答えください
 イ 実施を検討している →問10・11にお答えください
 ウ 実施していない →問12以降の問いにお答えください

問10 問9でアまたはイと回答した場合、学校間連携の具体例（予定）をお答えください。（複数回答可）

- ア 隣接する2校による連携
 イ 隣接する3校以上による連携
 ウ その他 内容（）

問11 問9でアまたはイと回答した場合、学校間連携の具体的な内容をお答えください。（複数回答可）
→回答後、問13以降に進んでください

- ア 学校行事（体育祭・文化祭等）での連携
 イ 単独チームの作れない部活動の連携
 ウ 総合的な探究の時間の連携
 エ その他 内容（）

問12 問9でウと回答した場合の理由をお答えください。
(例 学校間では実施しているところもあるが、自治体の取組として実施していない。)

問13 全日制と定時制、全日制と通信制との間の学校間連携を実施していますか。実施している場合、その理由をお答えください。

- ア 実施している 理由 ()
 イ 実施していない

問14 学校間連携において、正規の授業として遠隔授業を実施をしていますか。

- ア 実施している
 イ 実施を検討している
 ウ 実施していない

問15 問14でアまたはイと回答した場合、取組の具体例(予定も含める)をお答えください。
(例 令和4年度から県の教育センターから県内の3校に、地歴、理科の授業を配信している。)

コーディネーター配置状況と業務内容・効果

問16 都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターはいますか。また、配置される予定はありますか。

- ア いる → 問17以降にお答えください
 イ いない → 問27以降に進んでください
 ウ 現在はいいませんが、配置される予定がある → 問27以降に進んでください

問17 都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターの数(実数)について、お答えください。

- 人 コーディネーターの数(実数)
 人 ※ 内、専任で雇用している(校内では、コーディネーター以外の仕事はしていない)コーディネーターの数
 人 ※ 内、1校のみに関わるコーディネーターの数
 人 ※ 内、複数校に関わるコーディネーターの数

問18 都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターが関わっている都道府県立の小規模高等学校の数について、お答えください。

校

問19 都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターの年齢層について、お答えください。あわせて、別タブにコーディネーター毎の年齢層の入力を行ってください。

- 人 ア 20代
 人 イ 30代
 人 ウ 40代
 人 エ 50代
 人 オ 60代
 人 カ その他 具体的に ()

問20 都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターのそれぞれの雇用形態別の人数をお答えください。あわせて、別タブにコーディネーター毎の勤務形態等の入力を行ってください。

- 人 ア 都道府県が常勤として雇用
- 人 イ 都道府県が非常勤として雇用
- 人 ウ 都道府県がNPO等に委託
- 人 エ 市区町村が常勤として雇用
- 人 オ 市区町村が非常勤として雇用
- 人 カ 市区町村がNPO等に委託
- 人 キ 賃金の発生しないボランティア等
- 人 ク その他 具体的に ()

問21 都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターの属性について、お答えください。〈複数回答可〉

- ア 専任
- イ 退職学校教職員
- ウ PTA関係者
- エ 大学教員
- オ 行政職員(社会教育主事有資格者)
- カ 行政職員(社会教育主事有資格者以外)
- キ 地域おこし協力隊
- ク 集落支援員
- ケ 公民館等社会教育施設職員
- コ NPO関係者
- サ 企業関係者
- シ 学生
- ス その他 具体的に ()

問22 今後、地域と学校の連携・協働を効果的に推進するために必要なコーディネーターの配置の在り方について、どのように考えますか。

- ア すべての都道府県立学校に配置するべき
- イ 条件に応じて都道府県立学校に配置するべき
具体的な条件 ()
【例：大規模・小規模、都市・中山間・離島、普通高校・実業高校 等】
- ウ 市区町村の判断に応じて配置するべき
- エ その他 具体的に ()

問23 都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターが現在携わっている職務・活動内容について、該当するすべての欄に○をつけてください。

- ア 総合的な探究の時間や学校設定科目等の学習内容の検討や授業実施時の協力、外部とのコーディネート
- イ 授業、部活動、生徒会活動、課外活動等での課題発見型学習のファシリテーション
- ウ 学校と地域住民、保護者等との連携・協働体制整備の構築
- エ 学校と関係機関、社会教育施設等との連携・協働体制整備の構築
- オ 学校と行政、企業、NPO等との連携・協働体制の構築
- カ 地域人材の発掘や教育資源の収集・整理
- キ 地域課題の把握・分析
- ク 地域住民のニーズの収集・分析
- ケ 地域住民や行政を巻き込んだ教育ビジョンの策定・遂行
- コ 教科横断的な視点でのカリキュラムデザイン(教育課程、指導計画等の策定支援)
- サ 生徒の学校外での活動の支援、評価
- シ キャリア教育、地域連携、海外連携等の校務分掌等支援
- ス 県外や海外からの生徒募集の設計・運営、生徒の受け入れ環境の整備
- セ 外部資金の調達(市町村事業、補助金、クラウドファンディング等)
- ソ その他 具体的に ()

問24 都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターを配置したことによる成果・効果について、該当する欄に○をつけてください。（5つまで）

- ア 学校と地域の関係性が深まった
- イ 学校と行政の関係性が深まった
- ウ 各知育の特色を活かした教育活動が見られるようになった
- エ 学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながった
- オ 学校の教育活動等についての学校外への発信が充実した
- カ 様々な体験の場や交流活動が増え、生徒の学力（主体性、協働性、探究性、社会性等）の向上につながった
- キ 地元への愛着・誇りをもつ人材の育成につながった
- ク 地域活性化や地域貢献活動等に関わる生徒が増えた
- ケ 生徒の学校外での活動に対しても評価がなされるようになった
- コ 教員の負担軽減につながった
- サ 地域住民が教育活動等に関わる機会が増え、地域の教育力向上につながった
- シ 地元に着する若者の増加につながった
- ス 地元産業の活性化につながった
- セ 地域外からの生徒募集活動に活発になった
- ソ その他 具体的に（ ）

問25 都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターに係る財源として、該当するすべて○をつけてください。

- ア 国特別交付税
- イ 国補助金・交付金
- ウ 過疎債
- エ 都道府県一般財源
- オ 市区町村一般財源
- カ 寄付、クラウドファンディング等
- キ その他 具体的に（ ）

問26 今後、都道府県立の小規模高等学校に配置されているコーディネーターの処遇等の在り方について、どのように考えますか。必要と考える2つまでに○をつけてください。（未配置の都道府県は、「都道府県立の小規模高等学校にコーディネーターを配置するとしたらどのような処遇の在り方が望ましいと考えるか」お答えください。）

- ア コーディネーターの役割の重要性に見合う雇用形態の保証（例：都道府県や市区町村が正規職員を配置等）
- イ コーディネーターとしての職務に応じた報酬の保証
- ウ コーディネーターがチームとして取り組める職務環境の整備
- エ 特にない
- オ その他 具体的に（ ）

問27 地域と学校の連携・協働におけるコーディネーター機能の強化・充実のために、その推進役としての都道府県立の小規模高等学校にコーディネーターが必要と考えますか。該当する番号の欄に○をつけ、ア、イを選択した場合はその理由も記入してください。

- ア 必要 理由（ ）
- イ 必要ない 理由（ ）
- ウ わからない

問28 都道府県立の小規模高等学校にコーディネーターを配置する上での課題について、どのようなことが考えられますか。（該当する番号の欄3つまでに○）

- ア コーディネーターの職務が不明確
- イ 学校や行政におけるコーディネーターの役割に対する理解が不十分
- ウ 学校や行政の受け入れ体制が不十分
- エ 雇用等に係る経費負担が大きい
- オ 役割にあった処遇、環境、条件が整っていない
- カ コーディネーターを担う人材がいない
- キ コーディネーターの力量や意欲の不足
- ク コーディネーターの養成や研修機会が整っていない
- ケ 特にない
- コ その他 具体的に（ ）

問29 地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能の強化・充実に向けての国、都道府県、市区町村の役割について、どのようなことが必要と考えますか。それぞれに該当するものをア～セ3つずつ選んでください。

- | | | | | | |
|---|---------------------------------|---|--------------------------------|-------------------------|---------|
| ア | 制度面の条件整備 | イ | 財政面での支援の充実 | ウ | 雇用に係る保証 |
| エ | 職務環境・条件の整備 | オ | コーディネート機能の強化・充実に向けた方針・ビジョンの明確化 | | |
| カ | コーディネーターの役割や職務遂行に求められる資質・能力の明確化 | | | | |
| キ | 教育委員会と首長部局の連携・協働体制の構築支援 | ク | 都道府県立学校と市区町村との連携・協働体制の構築支援 | | |
| ケ | コーディネーター間のネットワーク構築支援 | | | | |
| サ | コーディネーターの養成・研修に係る取組の充実 | | シ | コーディネーターへの日常的なサポート体制の充実 | |
| ス | 好事例等の収集・情報提供 | | セ | その他 | |

国	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他を選んだ場合	具体的に (<input type="text"/>)
都道府県	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他を選んだ場合	具体的に (<input type="text"/>)
市区町村	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他を選んだ場合	具体的に (<input type="text"/>)

通学困難な生徒への支援制度と支援状況

問30 それぞれの形態による寄宿舎等の設置とその数をお答えください。

- | | | | |
|--------------------------|--------------------------------|--------|--|
| <input type="checkbox"/> | ア 都道府県立の小規模高等学校のために都道府県が設置している | → 数 | <input style="width: 100%;" type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> | イ 都道府県立の小規模高等学校のために市町村が設置している | → 数 | <input style="width: 100%;" type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> | ウ その他の寄宿舎 | 具体的に (| <input style="width: 60%;" type="text"/>) → 数 <input style="width: 100%;" type="text"/> |
| <input type="checkbox"/> | エ ない | | |

問31 問30でア、イと答えた場合、寄宿舎等について、課題があればお答えください。また、その課題に対する対応策があれば紹介してください。

- | | | |
|--------------------------|--------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ア 収容人数が少ない | |
| <input type="checkbox"/> | イ 入舎する生徒が少ない | |
| <input type="checkbox"/> | ウ 施設が老朽化している | |
| <input type="checkbox"/> | エ その他 | 具体的に (<input style="width: 60%;" type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> | オ 課題はない | |

課題に対する対応策

問32 問30でアからウと答えた場合、寄宿舎に入舎している生徒に対して、都道府県や自治体による支援等の実例があれば、お答えください。(例 寄宿舎を設置する自治体が寮費の一部を支援している。)

問33 通学のためのバスの導入状況について、お答えください。

- | | | |
|--------------------------|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ア 都道府県立の小規模高等学校のために都道府県がバスを導入している | |
| <input type="checkbox"/> | イ 都道府県立の小規模高等学校のために市町村が導入している | |
| <input type="checkbox"/> | ウ その他(自由記述) | 具体的に (<input style="width: 60%;" type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> | エ バスの導入はない | |

問34 問33でアからウと回答した場合、費用負担の状況をお答えください。

- | | | |
|--------------------------|---------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | ア 全て受益者負担 | |
| <input type="checkbox"/> | イ 受益者負担があるが一部設置者が補助 | |
| <input type="checkbox"/> | ウ 全額補助 | 具体的に (<input style="width: 60%;" type="text"/>) |
| <input type="checkbox"/> | エ その他 | 具体的に (<input style="width: 60%;" type="text"/>) |

問35 その他、都道府県や自治体による通学のための支援の実例があれば、お答えください。(例 県立高校が設置されている自治体が、学校への通学距離により補助をしている。)

問36 通学困難な生徒支援のため地元自治体と連携した取組の具体例があれば紹介してください。(例 自治体が下宿のためりフォーム費用を補助し、地元の高校に通学困難な生徒の下宿先として利用されている。)

その他小規模高等学校の取組

問37 小規模高等学校の生徒募集について取り組んでいる効果的な事例をお答えください。(例 小規模校限定ではないが、県内の全公立高校のパンフレットをまとめて掲載したところ、平均で月3,000以上のアクセスを記録している。)

問38 小規模高等学校で教育活動の維持、充実のために、教員の加配、遠隔授業及び学校連携以外に取り組んでいる事例があれば、お答えください。(例 地元自治体がガバメントクラウドファンディング事業を利用して、地元で活躍する若者を地元高校で育成するためのプロジェクトに活用した。)

問39 小規模高等学校で県外募集をしている学校はありますか。(複数回答可)

- | | | |
|--------------------------|---|---------------|
| <input type="checkbox"/> | ア | ある(地域みらい留学) |
| <input type="checkbox"/> | イ | ある(地域みらい留学以外) |
| <input type="checkbox"/> | ウ | 検討している学校がある |
| <input type="checkbox"/> | エ | ない |

問40 問39でアと回答した場合、導入している校数と実例があれば回答してください。

- | | | |
|--------------------------|---|------|
| <input type="checkbox"/> | ア | 1校 |
| <input type="checkbox"/> | イ | 2校 |
| <input type="checkbox"/> | ウ | 3校 |
| <input type="checkbox"/> | エ | 4校 |
| <input type="checkbox"/> | オ | 5校以上 |

導入の実例

--

問41 問39でイと回答した場合、実例をお答えください。(例 離島の県立高校8校のうち、小規模校5校に限定した県外募集を行っている。)

--

問42 小規模高等学校と自治体や地域と関係性で効果的な事例や特色ある事例があればご紹介ください。(例 県外からの入学者等のための寄宿舎を自治体が設置し、県外募集を行うことにより、毎年県外から平均で10人の入学者がある。)

--

(質問は以上です。ご協力ありがとうございました。)

5 令和5年度全国都道府県教育長協議会第1部会構成員名簿

宮城県教育委員会教育長	佐藤 靖彦
秋田県教育委員会教育長	安田 浩幸
茨城県教育委員会教育長	森作 宜民
群馬県教育委員会教育長	平田 郁美
埼玉県教育委員会教育長	日吉 亨
石川県教育委員会教育長	北野 喜樹
岐阜県教育委員会教育長	堀 貴雄
滋賀県教育委員会教育長	福永 忠克
兵庫県教育委員会教育長	藤原 俊平
島根県教育委員会教育長	野津 建二
岡山県教育委員会教育長	鍵本 芳明
高知県教育委員会教育長	長岡 幹泰
宮崎県教育委員会教育長	黒木 淳一郎
鹿児島県教育委員会教育長	地頭所 恵

小規模高等学校の特色化・魅力化について

(令和5年度研究報告書 No.1)

全国都道府県教育長協議会第1部会

令和6年3月発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会
〒100-0013
東京等千代田区霞が関3-3-1
尚友会館
電話 03-3501-0575
